

環境影響評価準備書の審査書

事業名			(仮称)中紀ウインドファーム事業
事業者名			エコ・パワー株式会社
事業実施区域			位置:和歌山県有田郡有田川町、広川町、日高郡日高川町 ○対象事業実施区域:約 709ha ○改変面積: 21.4ha [内訳] ・風力発電施設(26 基):1 基当たり約 0.3ha ・変電設備:約 0.2ha ・管理用道路:約 6.3ha ・盛土場等:約 7.6ha
事業特性	事業の内容		風力発電所設置事業(陸上) ○発電所の出力 最大 54,600kW(定格出力 2,100kW 風力発電機を 26 基設置予定) ○発電機の概要 ・ブレード枚数:3枚 ・ローター直径:80m ・ローター中心までの地上高(ハブ高):78m
	工事の内容		①工事期間 本工事開始時期:平成 30 年 4 月(予定) 試運転開始時期:平成 32 年 12 月(予定) 運転開始時期 :平成 33 年 3 月(予定) ②工事工程 管理道路造成工:約15ヶ月 ヤード造成・基礎工:約19ヶ月 輸送・据付け工:約15ヶ月 運転試験・使用前自主検査:約7ヶ月
地予域測特・性評・価環境結果保全措置・	大気質	1. 現況	・対象事業実施区域の最寄りの一般環境大気測定局として、湯浅町耐久高校において測定が実施されている。二酸化いおうの年平均値は 0.001ppm、日平均値の年間 2%除外値は 0.003ppmであり、環境基準の短期的評価及び長期的評価に適合している。二酸化窒素の年平均値は 0.005ppm、日平均値の年間 98%値は 0.012ppm であり、環境基準に適合している。浮遊粒子状物質の年平均値は 0.020mg/m3、日平均値の年間 2%除外値は0.050mg/m3 であり、環境基準の短期的評価及び長期的評価に適合している。
		2. 環境保全措置	<工事用資材等の搬出入> ・工事関係者の通勤車両においては、乗り合いを促進することで、工事関係車両台数の低減を図る。 ・事前に工事工程の調整等により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数を低減する。 ・本施設周辺道路の交通量を勘案し、可能な限りピーク時を避けるよう調整する。 ・急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、排気ガスの排出削減に努める。・定期的に会議等を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。 ・工事関係車両は、適正な走行速度により運行するものとし、土砂粉じん等を低減するため、必要に応じシート被覆等の飛散防止対策を講じる。 <建設機械の稼働> ・工事に当たっては、可能な限り排出ガス対策型建設機械を使用する。 ・建設機械の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努める。 ・排出ガスが発生する建設機械の使用が集中しないように工事工程及び工事工法に十分配慮する。・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・工事規模にあわせて建設機械を適正に配置し、効率的に使用する。 ・定期的に会議等を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。 ・掘削及び盛土に当たっては、適宜整地、転圧、散水等を行い、土砂粉じん等の発生を抑制する。
		3. 予測・評価	<窒素酸化物> 工事用資材等の搬出入に伴う二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は、予測地点(地点 A)が 0.013ppm であり、環境基準(1 時間値の 1 日平均値が 0.04~0.06ppm のゾーン内又はそれ以下)に適合している。建設機械の稼働による二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は、最大で 0.0064ppm であり、環境基準(1 時間値の 1 日平均値が 0.04~0.06ppm のゾーン内又はそれ以下)に適合している。 <粉じん等> 工事用資材等の搬出入に伴う粉じん等については、環境基準等の基準又は規制値は定められていないが、環境保全目標として設定した降下ばいじん量の参考値※である 10t/km2/月に対し、予測値は最大3.2t/km2/月であり、これを十分に下回っている。建設機械の稼働に伴う粉じん等については、環境基準等の基準又は規制値は定められていないが、環境保全目標として設定した降下ばいじん量の参考値※である 10t/km2/月に対し、予測値は最大 0.9t/km2/月であり、これを十分に下回っている。

騒音・超低周波音	1. 現況	一般地域(道路に面する地域以外の地域)の環境騒音の状況として、和歌山市及び海南市において調査が実施されている。平成 26 年度の達成状況は、調査を実施した 14 地点全てで昼間・夜間ともに環境基準を達成しており、達成率は 100.0%である。なお、対象事業実施区域及びその周囲において調査は実施されていない。 対象事業実施区域及びその周辺における調査結果は、7地点で測定を行った結果、昼間 37～49dB、夜間35～49dBと三十井川地区の夜間が、環境基準値A類型(参考)を超過している他は、全ての測定点で参考としている環境基準値を満足している。
	2. 環境保全措置	＜工事用資材の搬出入＞ ・工事関係者の通勤においては、乗り合いを促進することで工事関係車両台数の低減を図る。 ・工事工程の調整等により工事関係車両台数を平準化し建設工事のピーク時の台数を低減する。 ・周辺道路の交通量を勘案し、可能な限りピーク時を避けるよう調整する。 ・急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、道路交通騒音の低減に努める。 ・定期的に会議等を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。 ＜建設機械の稼働＞ ・可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。 ・適切な点検・整備により建設機械等の性能維持に努める。 ・工事工程の調整等により騒音が発生する建設機械の使用が集中しないよう十分配慮する。 ・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・工事規模にあわせて建設機械を適正に配置し、効率的に使用する。 ・工事に当たっては作業の効率化を図り、建設機械の稼働台数削減に努める。 ・定期的に会議等を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。 ＜施設の稼働＞ ・風力発電施設の配置位置を住宅等から可能な限り離隔する。 ・風力発電設備の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努め、騒音・超低周波音の原因となる異音等の発生を低減する。
	3. 予測・評価	＜工事用資材の搬出入＞ 地点 a における工事用資材等の搬出入に伴う騒音の予測結果は 66～67 デシベルである。予測地点は地域の類型は指定されていないが、県道(26 号)であるため、幹線交通を担う道路に近接する空間としての基準(昼間の環境基準:70 デシベル)と比較すると環境基準以下である。以上のことから、環境保全の基準等との整合が図られているものと評価する。 ＜建設機械の稼働＞ 建設機械の稼働に伴う騒音について環境基準と比較すると予測地点における昼間(6 時～22 時)の騒音レベル(LAeq)は平日 41～50 デシベル、土曜日 41～50 デシベルであり環境基準を満足している。以上のことから、環境保全の基準等との整合が図られているものと評価する。 ＜施設の稼働＞ 施設の稼働に伴う将来の等価騒音レベルは、空気吸収減衰年間平均時の昼間 40～49 デシベル、夜間 38～49 デシベル、空気吸収減衰最小時の昼間 41～49 デシベル、夜間 39～49 デシベルである。予測地点は地域の類型指定がされていないため、参考として環境基準(A 類型)との比較をすると、すべての風力発電施設が定格出力で稼働する条件においては、予測地点 D の夜間で 49 デシベルで環境基準を 4 デシベル超過するが、現況値がすでに 49 デシベルであり、風力発電施設による増加分は 0 デシベルである。また、予測地点 G の夜間において、環境基準を 1 デシベル超過する。予測地点 D、G 以外の予測地点、時間帯では環境基準以下となる。以上のことから、概ね環境保全の基準等との整合が図られているものと評価する。 ＜低周波音＞ 超低周波音については、現在、基準が定められていないが、施設の稼働に伴う将来の G 特性音圧レベルは、対事業実施区域周辺の予測地点において 65～69 デシベルで、いずれの地点も ISO-7196 に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である 100 デシベルを大きく下回る。1/3 オクターブバンド別の予測結果について、「建具のがたつきが始まるレベル」との比較では、すべての予測地点については「建具のがたつきが始まるレベル」を下回っている。また、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較では、いずれの予測地点も超低周波音(20Hz 以下)は「わからない」のレベルを下回る。以上のことから、環境保全の基準等との整合が図られているものと評価する。
振動	1. 現況	自動車交通振動の状況として、和歌山市において振動調査が実施されており、平成 26年度の振動レベルは、昼間が 34～52 デシベル、夜間が 32～46 デシベルであり、全測定地点で要請限度以下である。なお、対象事業実施区域及びその周囲において調査は実施されていない。 工事関係車両の主要な走行ルート沿い(沿道環境、地点 a)における調査結果は、昼間 30dB 以下、夜間30dB未満となっている。
	2. 環境保全措置	・工事関係者の通勤においては、乗り合いを促進することで工事関係車両台数の低減を図る。 ・工事工程の調整等により工事関係車両台数を平準化し建設工事のピーク時台数を低減する。 ・急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、道路交通振動の低減に努める。 ・定期的に会議等を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。
	3. 予測・評価	工事用資材等の搬出入に伴う将来の振動レベルは、予測地点(地点 a)で昼間 30～32 デシベル、夜間(6 時～8時)で 30 デシベル未満である。予測地点(地点 a)は、基準の適用されない地域であるが、参考までに第一種区域の要請限度(昼間:65 デシベル)と比較した場合、大きく下回る。以上のことから、環境保全の基準等との整合が図られているものと評価する。

水質	1. 現況	対象事業実施区域周囲における地表水の状況として、平成 26 年度は有田川の「東川橋」、日高川の「船津堰堤」及び「千鳥橋」の計 3 地点で測定が実施されている。これらの測定地点における生活環境項目については、有田川の「東川橋」及び日高川の「船津堰堤」の 2 地点で大腸菌群数が環境基準に適合していない。健康項目及びその他の項目については、環境基準が設けられているすべての項目について環境基準に適合している。 対象事業実施区域及びその周囲の自治体においては、地下水について平成 26 年度は湯浅町、広川町、有田川町、日高川町のそれぞれ 1 地点、合計 4 地点で概況調査が実施されている。概況調査の結果は、全地点とも全測定項目について、環境基準に適合している。
	2. 環境保全措置	・造成工事に当たっては、周辺の地形を利用しながら可能な限り伐採及び土地造成面積を小さくする。 ・造成工事に当たっては、降雨時における土砂の流出による濁水の発生対策として、仮設の沈砂池等濁水対策工を先行する。 ・盛土場は、盛土開始前までに沈砂池等濁水対策工を完成させ施工中の濁水流出を防止する。 ・造成により生じた切盛法面は可能な限り在来種を用いた緑化を行う。 ・適切な場所に土砂流出防止柵を設置する。
	3. 予測・評価	造成等の施工による一時的な影響に伴う予測結果は、浮遊物質量については、降雨条件 10mm/h で、17～25mg/L、降雨条件 70mm/h で、76～114mg/L と予測されている。環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による一時的な影響に伴う水の濁りに関する環境影響が周辺の水環境に及ぼす影響は小さいものと考えられることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。
動物（猛禽類、バードストライク含む）	1. 現況	動物相の現地調査結果、哺乳類としては、ヒミズ、ユビナガコウモリ、ニホンリス等の 11 科 19 種を確認し、重要な種としては、キクガシラコウモリ、ユビナガコウモリ、ニホンリス、カヤネズミ、ツキノワグマ、ニホンカモシカの 6 種が確認された。鳥類としては、ヤマドリ、オシドリ、アオバト等の 41 科 95 種を確認し、重要な種としては、ヤマドリ、オシドリ、チュウサギ、ヒクイナ、ハチクマ、ハイタカ、サシバ、クマタカ等 43 種が、希少猛禽類調査時にミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、クマタカが確認された。両生類としては、ニホンヒキガエル、イモリ、トノサマガエル等の 5 科 8 種を確認し、重要な種としては、カスミサンショウウオ、ブチサンショウウオ、イモリ、ニホンヒキガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエル、ツチガエル、カジカガエルの 8 種が確認された。
	2. 環境保全措置	・風力発電施設及び搬入路の設置に伴う樹木の伐採や切土量の削減に努め、改変面積を必要最小限にとどめる。 ・工事用地及び管理用道路は、既存の作業道を最大限活用することとし、アスファルト舗装等大規模な改修を行わない。 ・工事に当たっては、可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。 ・対象事業実施区域内の搬入路を関係車両が通行する際は、十分に減速し、動物が接触する事故を未然に防止する。 ・構内配電線は既存道路沿いに極力地中埋設することとし、新設される管理道においても極力地中埋設する。 ・造成により生じた裸地部のうち、保守管理用地については緑化により地表面の保護と車両の通行確保を図る。それ以外の裸地部については、可能な限り造成時の表土を活用し、現状の植生の早期回復に努める。 ・改変部分では必要に応じて土堤や素掘側溝を設置することにより濁水流出を防止する。 ・風力発電施設及び搬入路の敷設の際に掘削される土砂等に関しては、沈砂池等を設置することにより流出を防止し、必要以上の土地の改変を抑える。 ・道路脇等の排水施設は、落下後の這い出しが可能となるような設計を極力採用し、動物の生息環境の分断を低減する。 ・鳥類や昆虫類が夜間に衝突・誘引する可能性を低減するため、ライトアップは行わない。 ・改変区域外への工事関係者の必要以上の立ち入りを制限する。 ・工事中は定期的に会議を実施し、環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底する。
	3. 予測・評価	現地調査で確認された重要な種 44 種（哺乳類 6 種、鳥類 43 種、両生類 8 種、昆虫類 21 種）及び渡り鳥を予測対象種とし、「改変による生息環境の減少・喪失・騒音による生息環境の悪化、騒音による餌資源の逃避・減少、通行車両への接触、移動経路の遮断・阻害、ブレード・タワー等への接近・接触・夜間照明による誘引、濁水の流入による生息環境の悪化」についての環境要因から予測対象種に応じて影響を予測したところ、事業の実施による影響は小さいものと予測される。 年間予測衝突数については定量的に算出した結果、鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る影響は小さいものと予測するが、ブレード・タワー等への接近・接触に係る予測には不確実性も伴っていると考えられるため、バードストライクの影響を確認するための事後調査を実施することとした。また、コウモリ類のブレード・タワー等への接近・接触に係る予測も不確実性を伴っていると考えられるため、バットストライクの影響を確認するための事後調査を実施することとした。 なお、これらの調査結果により著しい影響が生じると判断した際には、専門家の指導や助言を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとする。 先の環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による重要な種への一時的な影響、地形改変及び施設の存在、施設の稼働における重要な種への影響は、現時点において小さいものと考えられることから、実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価する。

植物	1. 現況	現地調査の結果、調査範囲は大部分がスギ・ヒノキ・サワラ植林となっており、部分的に、シイ・カシ類からなる常緑広葉樹林、コナラを主体とした落葉広葉樹林、アカマツ林等も分布していた。このような環境から、確認種には主に山地や樹林に生育する種が多くみられた。 植物相の確認種数は、124 科 569 種であった。重要な種の確認種は、キイセンニンソウ、コウヤカンアオイ、ウドカズラ、シタキシソウ、ミヤマナミキ、チャボホトトギス、エビネ、キンラン、カヤランであった。
	2. 環境保全措置	・事業に伴う造成は必要最小限にとどめ、着手前に重要な種の生育を確認し、影響の回避に努める。 ・風力発電施設及び搬入路の設置に伴う樹木の伐採や切土量の削減に努め、改変面積を必要最小限にとどめる。 ・改変区域外への工事関係者の必要以上の立ち入りを制限することにより、植物の生育環境を保全する。 ・造成により生じた裸地部のうち、保守管理用地については緑化により地表面の保護と車両の通行確保を図る。それ以外の裸地部については、可能な限り造成時の表土を活用し、現状の植生の早期回復に努める。 ・改変部分には必要に応じて土堤や素掘側溝を設置することにより濁水流出を防止し、必要以上の土地の改変を抑える。 ・風力発電施設及び搬入路の敷設の際に掘削される土砂等に関しては、沈砂池等を設置することにより流出を防止し、必要以上の土地の改変を抑える。 ・重要な種の生育環境の保全を基本とするが、計画上やむを得ない場合には対象事業実施区域周囲において、現在の生育地と同様な環境に移植するといった方策を含め、個体群の保全に努める。移植を検討する際には、移植方法及び移植先の選定等について専門家等の助言を得る。 ・工事中は定期的に会議を実施し、環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底する。
	3. 予測・評価	風力発電施設の設置及び作業道の設置に伴う改変により、シイ・カシ二次林、アベマキ・コナラ群集、モチツツジ・アカマツ群集、チガヤ・ススキ群落、伐採跡地群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林の一部が消失すると予測する。しかしながら、改変区域にみられる植生は、すべて人為的な影響を受けた代償植生であること、改変区域は風力発電施設の設置箇所及び一部の搬入路に限定されること、既存の道路や人工的な草地を使用することで樹林の伐採面積を抑える計画であること等から、伐開に伴う環境の変化による植生への影響は小さいものと予測する。また、造成後の新規裸地に特定外来生物(植物)が侵入、繁茂しないよう工事後の抜き取り等を実施する。 これらのことから、造成等の施工による一時的な影響並びに地形改変及び施設の存在による植物相及び植生への影響は小さいものと予測する。 現地で確認された重要な種(9 種)を予測対象種とし、改変による生育環境の減少・喪失、濁水の流入による生育環境の悪化の環境影響要因から予測対象種に応じて影響予測したところ、エビネとキンランは移植等の代償措置を講じるため影響は小さいものと予測する。それ以外の種は事業による影響はないものと予測する。 先の環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による重要な種及び群落への一時的な影響並びに地形改変及び施設の存在における重要な種及び重要な群落への影響は、実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価する。
生態系	1. 現況	対象事業実施区域の環境類型区分は樹林(スギ・ヒノキ・サワラ植林、アベマキ・コナラ群落)である。 樹林では下位の消費者である、スギ・ヒノキ・サワラ植林、アベマキ・コナラ群落、シイ・カシ二次林に生息する樹林性の昆虫類がシマヘビ、ヤマカガシ等の爬虫類やヒバリ、ヤマガラ、ホオジロ等の小型鳥類に捕食される。爬虫類や小型鳥類はさらに上位の消費者であるタヌキ、キツネ、テン、イタチ等の雑食又は肉食性哺乳類やサシバ、トビ、フクロウ等の猛禽類に捕食される生態系が構成されていると考えられる。なお、草食性大型哺乳類であるニホンジカ及びニホンカモシカは、生産者である植物を直接摂取し、食物連鎖の中で上位に位置している。
	2. 環境保全措置	・風力発電施設及び搬入路の設置に伴う樹木の伐採や切土量の削減に努め、改変面積を必要最小限にとどめる。 ・工事用地及び管理用道路は、既存の作業道を最大限活用することとし、アスファルト舗装等大規模な改修を行わない。 ・工事に当たっては、可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。 ・対象事業実施区域内の搬入路を関係車両が通行する際は、十分に減速し、動物が接触する事故を未然に防止する。 ・構内配電線は既存道路沿いに極力地中埋設することとし、新設される管理道においても極力地中埋設する。 ・造成により生じた裸地部のうち、保守管理用地については緑化により地表面の保護と車両の通行確保を図る。 ・それ以外の裸地部については、可能な限り造成時の表土を活用し、現状の植生の早期回復に努める。 ・改変部分では必要に応じて土堤や素掘側溝を設置することにより濁水流出を防止する。 ・風力発電施設及び搬入路の敷設の際に掘削される土砂等に関しては、沈砂池等を設置することにより流出を防止し、必要以上の土地の改変を抑える。 ・道路脇等の排水施設は、落下後の這い出しが可能となるような設計を極力採用し、動物の生息環境の分断を低減する。 ・鳥類や昆虫類が夜間に衝突・誘引する可能性を低減するため、ライトアップは行わない。 ・改変区域外への工事関係者の必要以上の立ち入りを制限する。 ・工事中は定期的に会議を実施し、環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底する。

		3. 予測・評価	上位性注目種(クマタカ)について、行動圏及び営巣環境、採餌環境、餌資源量、いずれの側面からも影響は小さいと予測されたことから、事業実施による上位性注目種であるクマタカへの影響は小さいものと予測する。 典型性注目種(アナグマ)について、生息環境及び餌資源量のいずれの側面からも影響は小さいと予測されたことから、事業実施による典型性注目種であるアナグマへの影響は小さいものと予測する。 環境影響の回避、低減に係る評価については、先の環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による地域を特徴づける生態系への一時的な影響、地形改変及び施設が存在並びに施設の稼働に伴う生態系への影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価する。
	景観	1. 現況	主要な眺望点の分布及び概要としては、風力発電施設を人の熟視角1°で見込む範囲を景観の調査範囲の目安とし眺望点の選定を行った結果、主要な眺望点として「近畿自然歩道～鹿ヶ瀬峠」、「道の駅しらま」及び「犬ヶ丈山」の3地点が挙げられる。 景観資源の分布及び概要としては、風力発電施設を人の熟視角1°で見込む範囲を景観の調査範囲の目安とし景観資源の選定を行った結果、主要な景観資源として、穿入蛇行河川の「日高川高津尾付近」等9か所が挙げられる。
		2. 環境保全措置	・周囲の環境になじみやすいように明度・彩度を抑えた塗装とする。 ・雑然とした印象を避けるため、風力発電施設を直線的、かつほぼ等間隔に配置する。 ・地形や既存林道等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめる。 ・樹木の伐採を最小限とし、造成により生じた切盛法面は可能な限り在来種を用いた緑化を行う。また、萌芽再生等を利用して現状の植生への早期回復をはかる。 ・付帯する送電線については埋設とする。
		3. 予測・評価	主要な眺望景観への影響として、風力発電施設の視認度を予測したところ、垂直見込角:約2度以下の箇所として、道の駅しらまの里、生活介護事業所しゅり(有田川町立修理川小学校跡地)、日高川町役場中津支所があるが、評価の結果は、影響は小さい。環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲で影響の低減が図られている。 本事業においては、雑然とした印象を避けるため風力発電施設を直線的かつほぼ等間隔に配置すること、周囲の環境になじみやすいように明度・彩度を抑えた塗装とすること、樹木の伐採を最小限とし、造成により生じた切盛法面は可能な限り在来種を用いた緑化を行うことなどから、和歌山県景観計画に定める行為の制限の基準に整合していると言える。
	人と自然との触れ合いの活動の場	1. 現況	対象事業実施区域及びその周囲における、人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、「ホタル観賞スポット」、「日高川ふれあいドーム」及び「広川ダム公園」の3地点が挙げられる。
		2. 環境保全措置	・工事工程の調整等により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数を低減する。 ・工事に伴い発生した土は、全量を敷地、道路造成の盛土に使用し、場外への搬出を行わず、土砂の搬出に係る工事関係車両台数を低減する。 ・工事関係者の通勤においては、乗り合い通勤の促進を図り、通勤車両台数の低減を図る。 ・急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等エコドライブを実施する。 ・「日高川町夏祭り(花火大会)」、「広川町さくらウォーク」をはじめ、工事関係車両の主要な走行ルートにアクセスが集中する可能性のあるイベントが催される際は、主催者等関係機関に確認し、影響が懸念される場合には工事関係車両の走行を可能な限り控える等、配慮する。 ・工事中は、定期的に環境保全措置の内容をリスト化して作業員へ渡し、周知徹底する。
		3. 予測・評価	環境保全措置を講じることにより、主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスに及ぼす影響は小さいものと考えられることから、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。
	廃棄物等	1. 現況	平成26年度の一般廃棄物の処理状況は第3.2-18表のとおりである。一般廃棄物の処理量は、湯浅町で3,905t、広川町で1,719t、有田川町で7,835t、日高川町で2,612tとなっている。 対象事業実施区域から半径50kmの範囲における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の状況は、中間処理施設104箇所、最終処分場4箇所となっている。
		2. 環境保全措置	・産業廃棄物は可能な限り有効利用に努め、発生量を低減する。 ・分別収集・再利用が困難な産業廃棄物は、専門の処理会社に委託し、適正に処理する。 ・地形等を十分考慮し、開発許可及び用地管理者等との協議をもとに改変面積を最小限にとどめる。 ・切土、掘削工事に伴う発生土は、埋め戻し、盛土及び敷き均しに利用し、対象事業実施区域内ですべて処理し、場外への搬出は行わない。
		3. 予測・評価	管理事務所からの事業系一般廃棄物は当該自治体の環境センターへ搬入処分し、部品交換等により発生した産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に従い適正に処理する。 環境保全措置を講じることにより、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土の発生量は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

事後調査	●事後調査 ＜騒音・超低周波音＞ ・風力発電施設の稼働に伴う騒音レベル及び超低周波音圧レベル ・対象事業実施区域周辺の7 地点（現況調査を実施した地点） ・稼働後 1 年間を対象とし、夏季及び冬季に各1 回（48 時間連続測定）とする。 ＜動物・生態系＞ ・バードストライク及びバットストライクの有無の調査 ・稼働後 1 年間の実施とし、調査後は専門家の意見を踏まえて継続の可否を判断する。 ＜植物＞ ・改変により一部の個体が消失する重要種であるエビネとキンランが存在するため、代償措置として移植を実施する。 ・移植後の生育確認として、移植後 2 年間、その間に個体の定着を確認するため、芽吹き時期、開花時期及び結実時期など数ヶ月おきに事後調査を実施する。 ・調査期間後は専門家の意見を踏まえて継続の可否を判断する。 ●環境監視計画 ・大気環境として、工事関係車両の運行状況 ・水環境として、造成等の施工による一時的な影響による水の濁り ・廃棄物等として、工事の実施に伴う廃棄物等の発生量及び処理状況 ・動物・生態系として、希少猛禽類（クマタカ等）の生息状況
その他特記事項	現在、対象事業実施区域周辺で他事業の風力発電施設が稼働している。騒音・超低周波音の調査は暗騒音としてその影響も含まれた結果であり、複合影響を考慮した予測評価結果となっている。また、希少猛禽類のクマタカについて、隣接する広川ウィンドファームの調査結果を踏まえて予測・評価をしている。
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見・環境大臣意見	住民意見の概要及び事業者見解：平成28年度第9回風力部会資料 3-3参照 関係都道府県知事意見：平成28年度第18回風力部会資料 2-1-3参照 環境大臣意見：平成28年度第18回風力部会資料 2-1-4参照
審査結果	環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、必要に応じ、勧告を行う。
備考	本審査書は事業者から届出された環境影響評価準備書を基に作成したものである。